

指定管理者制度の運用に関するガイドライン

令和 6 年 4 月

氷見市

目 次

I	ガイドラインの趣旨	1
II	指定管理施設	1
III	指定管理者制度の運用に関する基本的事項	1
1	運用の方針	1
2	指定管理者の指定手続	3
3	指定管理者の監督	6
IV	その他	7
別紙 1		
	氷見市公の施設の指定管理者制度導入施設一覧表	8
別紙 2		
	管理運営に伴うリスク分担の例示	9
別紙 3		
	氷見市指定管理者候補者選定委員会設置要綱	10

I ガイドラインの趣旨

指定管理者制度は、民間事業者を含む幅広い法人や団体の中から地方公共団体が設置する公の施設の管理者を公正に選定し、指定管理者の様々な能力を生かして、公の施設の効率的・効果的な運営とサービスの向上を図るために設けられた制度です。

この制度をより有効に活用していくためには、手続の公正・公平を確保するとともに、指定管理者のインセンティブ向上にできるだけ配慮することが必要です。

このガイドラインは、そのような考え方のもと、指定管理者制度の趣旨が生かされるよう、指定管理者の選定など制度の運用に関する基本的な事項を指針として取りまとめたものです。

II 指定管理施設

本市が指定管理者制度を導入している施設は、別紙 1 の施設です。
(令和 6 年 4 月現在)

III 指定管理者制度の運用に関する基本的事項

本市における公の施設の管理に関する指定管理者制度の運用については、氷見市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）及び氷見市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、次の考え方により行います。

1 運用の方針

(1) 制度導入の検討

民間事業者等に公の施設の管理運営を委ねることによって、住民サービスの向上や施設の効率的な管理運営が見込まれる場合には、積極的に指定管理者制度を導入することとします。ただし、指定管理者制度のメリットが生かせないような施設については、市直営により管理運営を行います。

(2) 指定管理者の選定方法

指定管理者の募集に当たっては、公募により行うことを原則としま

す。ただし、次のいずれかの事情がある場合は、公募を行わないことができるものとします。

- ① 地域住民が専ら使用している施設であり、地域住民で構成する団体が管理運営を受託している施設等、指定管理者を特定することが必要な場合
- ② 市の重要施策との密接な関連から、当該団体による施設の管理運営と一体となった事業展開の必要性が認められる場合
- ③ 近い将来、施設の廃止や譲渡等が見込まれる場合
- ④ 現在の指定管理者以外に申請が見込めないことが客観的に認められる場合

(3) 料金制度の選択

利用料金制は、施設の使用料を指定管理者の収入（利用料金）として收受させることができる仕組みであり、指定管理者のインセンティブ向上を目的として積極的に活用すべき制度です。

利用料金制を採用する施設については、募集の際に定める指定管理料の上限額は、施設の管理に要する経費から利用料金収入見込額を控除した額とします。

また、斎場など、利用者のコントロールが困難、又は不可能な施設は、使用料制の採用を検討するものとします。

使用料金制を採用する施設については、地方自治法第225条の「使用料」として市が徴収し、収入については、市の歳入となります。

(4) 指定期間

指定管理者を指定する期間は、原則として5年とします。ただし、特段の理由がある場合は別に期間を定めることも可能です。

(5) 自主事業

指定管理者は、施設の管理運営業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。

事業の実施に当たっては、「自主事業に関する提案書」を市へ提出し、市長の承認を受ける必要があります。

(6) 個人情報の保護

指定管理者は、氷見市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずる必要があります。

(7) 秘密保持義務等

指定管理者が行う施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に関し知り得た秘密を洩らし、又は不当な目的に使用してはならないものとします。

(8) 条例の制定・改正

指定管理制度を導入する場合、当該施設の管理の基準、業務の範囲等については、公の施設の設置条例に規定するため、各施設の所管課において、当該公の施設の設置条例を制定・改正する必要があります。

2 指定管理者の指定手続

(1) 基本的な考え方

指定管理者の指定は、原則として個々の施設ごとに行います。ただし、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して指定することができるものとします。

(2) 募集要項

募集に当たっては、公募を原則とし、次の事項を明示した募集要項を作成した上で、市広報、ホームページ、公式LINE等を活用することにより幅広く募集するものとします。

① 応募資格

次の視点に立って、施設特性に応じた個別の資格要件を定めます。

- ・施設の管理運営を的確かつ継続的に行い得る人的・物的条件の確保
- ・公共性を有する施設にそぐわない不適切な事業者の排除
- ・施設の設置目的等に合わせて地域性の反映等を考慮したうえで、競争性を確保できる必要最小限の条件設定

② 施設の概要

対象となる公の施設の概要（名称、所在地、設置目的、建築物の現況等）及び利用状況（利用者数の実績、主な必要経費の内容等）を明示します。

また、修繕費等の積算の基礎となり、指定管理料の算定にも影響する施設の修繕履歴等についても募集要項に記載するなど適切に情報提供を行います。

③ 管理業務の範囲

指定管理者に求められる最低基準（例：業務内容、開館日、開館時間等）を明示するほか、指定管理者が自主事業を行う際の留意点も記載するものとします。

④ 管理運営経費の上限の提示

応募者から、より質の高い提案を得るためには、経費に関する十分な情報の提供が必要です。このため、募集要項には、指定管理料の上限を記載するものとします。

なお、積算に当たっては、サービスが低下することのないよう、適切な額を設定するものとします。

⑤ 賃金水準の変動への対応

指定管理期間中における物価変動等については、指定管理者が変動リスクを織り込んだうえで、施設の安定的かつ継続的な運営が可能となる管理運営経費を提案するものとします。

なお、近年、最低賃金の急激な上昇等、雇用労働に関する大きな社会的変動が見られることから、賃金水準スライドその他の施設特性に応じた適切な手法により、賃金水準の変動に応じた人件費を見積もり、指定管理料に反映することについて募集要項に記載するものとします。

⑥ 修繕費等の負担

建物・設備等の点検及び修繕の範囲によって、管理経費が変動するため、これまでの施設の修繕履歴等を踏まえ、指定管理者が行うべき施設修繕の範囲として「1件当たりの上限額」を明記し、市と指定管理者の負担区分を明確化するものとします。

⑦ 指定管理料に含まれる消費税及び地方消費税の取扱い

消費税法第2条第1項第8号において、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」と規定していることから、指定管理料は、原則として、その全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

⑧ リスク分担

指定管理者が行う管理運営業務に伴い発生するリスクについては、原則として指定管理者が責任を負うものとします。ただし、市が責任を負うべき理由がある事項については、市が責任を負うものとし、市と指定管理者との間でリスク分担を協議し、基本協定において定めるものとします。

※管理運営に伴うリスク分担の例示は、別紙2のとおりです。

⑨ その他管理運営に関する事項

①から⑧までに定めるもののほか、募集要項においては、指定管理者との基本協定書に盛り込まれる項目等、当該施設の管理運営の実施に際して必要と考えられる項目を漏れなく記載するものとします。

(3) 公募期間

公募の期間は、原則として1か月程度確保するものとします。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではありません。

(4) 指定管理候補者の選定

① 選定委員会の設置

指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、氷見市指定管理者候補者選定委員会設置要綱(別紙3)に基づき、選定委員会を設置します。

【選定基準】

- ・市民の平等な利用が確保されること。
- ・施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
- ・施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- ・地域の雇用創出(確保)及び住民との協働が図られること。

② 非公募により行う場合

非公募により指定管理候補者を選定する場合、期日を定めて指定申請書等必要書類の提出を求めることとし、適正な施設の管理運営が行われるよう選定基準に基づき提出書類の審査を行います。

③ 選定の通知

指定管理候補者の選定手続終了後、速やかにその結果を全ての応募者に通知するものとします。

(5) 仮協定の締結

指定管理者の指定の議案を議会に提出する前に、施設の管理上必要となる基本的な事項について、指定管理者と協議し、仮協定書を締結します。

(6) 指定管理者の指定

① 議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を要し、提案する議案の内容は、「公の施設の名称」、「指定管理者の名称」、「指定期間」です。

② 指定の通知及び告示

指定管理者の指定の議案が可決されたときは、指定管理者を指定し、その旨を当該指定管理者に文書にて通知するとともに、告示を行います。

③ 債務負担行為

複数年の期間に及ぶ指定管理者の指定に当たっては、施設の管理経費を全て利用料金で賄う場合を除き、予算で債務負担行為の議決が必要となります。

(7) 協定の締結

指定の議決、指定の告示後に、市と指定管理者との間で協定を締結します。

指定期間が複数年にわたる場合は、「基本協定」と単年度ごとの「年度協定」を締結します。

なお、公の施設の管理権限自体は、行政処分である「指定」によって生じるものであり、契約を結ぶことは不要です。

《基本協定書への規定事項の例》

- ① 管理業務の内容
- ② 利用料金制度の内容
- ③ 指定管理者の責務
- ④ 指定の期間
- ⑤ 指定管理料
- ⑥ リスク分担
- ⑦ 事業計画・業務報告・事業報告の提出
- ⑧ 指定の取消し等
- ⑨ 損害賠償
- ⑩ 権利義務の譲渡・再委託の禁止
- ⑪ 情報公開と個人情報の保護
- ⑫ 年度協定の締結

など

3 指定管理者の監督

指定管理者による施設管理の適正を期するため、随時、指定管理者が管理する施設への立ち入り等により、管理運営状況を確認するとともに、指定管理者から提出される年度終了後の事業報告書やその他関係種類による検査を行い、各年度の評価を実施するものとします。

また、必要に応じて業務の改善指示等を行い、指示に従わない場合や、そ

の他管理を継続することが適当でないと認められる場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることが出来ます。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、管理の業務に関する事業報告書を作成し、市に提出しなければなりません。

(2) セルフモニタリングの実施

指定管理者は、サービスの状況を検証するため、利用者アンケートや満足度調査等を実施するものとします。

(3) 管理運営状況の調査

指定管理者による市民サービスの向上が図られるよう、各施設の所管課において、管理運営状況のヒアリングや施設の現地調査などを実施し、施設運営の改善や住民サービスの向上を図るものとします。

IV その他

公の施設の効果的・効率的な管理運営を通じて、施設の効用が最大限に発揮されるよう、制度の運用については、適宜見直しを行っていくものとします。

氷見市公の施設の指定管理者制度導入施設一覧表

番号	公の施設の名称	指定管理者	指定の期間	担当課
1	有線テレビジョン放送	能越ケーブルネット株式会社	R3.4.1～ R8.3.31	秘書広報課
2	老人休養ホーム寿養荘	社会福祉法人氷見市社会福祉協議会		福祉介護課
3	屋内健康広場	社会福祉法人氷見市社会福祉協議会		子育て支援課
4	児童館	社会福祉法人氷見市社会福祉協議会		
5	いきいき元気館	社会福祉法人氷見市社会福祉協議会		
6	総合体育館	社会福祉法人氷見市社会福祉協議会		健康課
7	市民病院	学校法人金沢医科大学	H20.4.1～ R10.3.31	病院事業管理室
8	斎場	有限会社サイエン	R3.4.1～ R8.3.31	環境保全課
9	① 商工業研修施設 (西条地区集会場)	柳田地区自治連合会		商工観光課
10	② (島尾ハマナス荘)	一般社団法人氷見青年会議所		
11	① 農林水産業研修施設 (余川谷農業研修館)	稲積地区自治振興委員連絡協議会		農林畜産課
12	② (十三谷農業研修館)	下十二町自治会		
13	③ (女良生活改善センター)	女良地区自治振興委員会		
14	④ (民舞伝習館)	村上町内会		
15	⑤ (農業総合管理センター)	氷見市農業協同組合		
16	⑥ (稲積農村研修センター)	上稲積自治振興会		
17	⑦ (久目農村研修センター)	触坂区自治会		
18	⑧ (長坂農村交流センター)	長坂地区		
19	⑨ (林業研修センター)	富山県西部森林組合		
20	田園漁村空間博物館施設 (お休み処熊無)	熊無自治会		
21	① 漁港 阿尾漁港	氷見漁業協同組合		水産振興課
22	② 藪田漁港	氷見漁業協同組合		
23	③ 宇波漁港	氷見漁業協同組合		
24	④ 大境漁港	氷見漁業協同組合		
25	⑤ 女良漁港	氷見漁業協同組合		
26	農林水産業研修施設 (阿尾漁村センター)	阿尾自治振興委員会	R3.4.1～ R8.3.31	商工観光課
27	潮風ギャラリー	株式会社北國新聞社		
28	観光情報センター	氷見まちづくり株式会社		
29	漁業文化交流センター	一般社団法人氷見市観光協会		都市計画課
30	海浜植物園	アクティオ株式会社		
31	天狗林健康広場	天狗林健康広場運営協会		
32	氷見運動公園パークゴルフ場	公益財団法人氷見市体育協会		スポーツ振興課
33	市民プール・トレーニングセンター	公益財団法人氷見市体育協会		
34	B&G海洋センター	公益財団法人氷見市体育協会		
35	ふれあいスポーツセンター	公益財団法人氷見市体育協会		
36	芸術文化館	一般財団法人氷見市文化振興財団	R4.4.1～ R8.3.31	文化振興課

別紙 2

管理運営に伴うリスク分担の例示

項 目	指 定 管理者	市
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設・備品の小規模な修繕（１件〇〇万円未満）	○	
施設・備品の小規模な修繕（１件〇〇万円以上）		○
指定管理者が自ら調達した備品の修繕等	○	
施設に係る各種保険への加入※１	△	△
物価変動に伴う経費の増加※２	○	
不可抗力に伴う経費の増加※３	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制度導入施設であって、前記に該当する場合を除く。）※４	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
災害時対応（連絡体制確保、応急対応、市指定避難所にあっては、避難所の開設・運営）	○	○

※１ 指定管理者が、施設内で自主事業を実施する場合等、市が加入している「市民総合賠償保険」の対象とならない事項については、必要に応じて、指定管理者自身で必要な保険に加入するものとします。

※２ 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

※３ 不可抗力に伴う経費の増加があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

※４ 利用者の減少が、新たな感染症の流行等、不可抗力による場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

別紙 3

氷見市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市が設置する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を公平かつ適切に実施するため、氷見市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 応募書類の審査及び評価の関すること。
- (2) 最優秀者及び次点の選定に關すること。
- (3) 審査結果の市長への報告に關すること。
- (4) その他の公の施設の指定管理者の指定に關する助言等

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をこれに充てる。

委員長 副市長

副委員長 総務部長

委員 当該公の施設の主管部課長、財務課長、有識者

(委員長及び副委員長の所掌事務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長は、指定管理者制度について優れた知見を有するものを有識者として委員に任命する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を説明員として会議に出席させることができる。

3 有識者の委員が出席する場合には、予算の範囲内で報償費及び旅費を支払う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、公の施設を所管する課及び総務部財務課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年５月１７日から施行する。

附 則

この要項は、平成２７年１１月９日から施行する。

附 則

この要項は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、令和２年１０月８日から施行する。